

令和7年度富山県原子力防災訓練支援・評価業務 公募型プロポーザル募集要項

この要項は、令和7年度富山県原子力防災訓練支援・評価業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度富山県原子力防災訓練支援・評価業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 委託費の上限額

金4,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この上限額は、委託契約時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「3 プロポーザル参加資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査（書面審査）を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本県の入札参加資格を有する者で、次のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（参加者が個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する制限行為能力者
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- (5) 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）に国や他の道府県が行った原子力防災訓練の支援・評価業務等の受託実績を有すること。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

- (1) 参加申込書の提出期限
令和 7 年 8 月 20 日（水）17 時
- (2) 実施内容等に関する質問票の提出期限
令和 7 年 8 月 20 日（水）17 時
(質問に対する回答は令和 7 年 8 月 22 日（金）までに参加申込書を提出したすべての者に電子メールで送付)
- (3) 企画提案書の提出期限
令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時

- (4) 審査会（書面審査）
令和7年9月上旬予定
- (5) 審査結果の通知
令和7年9月中旬予定
- (6) 契約締結
令和7年9月中下旬予定

5 企画提案への参加申込書等の提出

- (1) 企画提案への参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出すること。

資料の名称	様式	提出期限	提出方法
企画提案参加申込書	様式1	令和7年	電子メール (送信後、必ず 電話 (076-444-9697) で 到達を確認すること)
同種業務等の実績表	様式2	8月20日(水) 17時	
質問票※ ¹	様式4	【必着】	
企画提案提出書	様式5	令和7年	
法人・団体の概要書	様式6	8月29日(金) 17時	
企画提案書※ ²	様式7	【必着】	

※1 質問の受付

本業務の募集要項等に質疑がある場合は、質問票（様式4）をWord形式により作成し、電子メールで送付すること。回答については、令和7年8月22日（金）までに企画提案参加申込書を提出したすべての者に電子メールにより行う。

なお、以下の質問については、受け付けないこととする。

- ・指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの
- ・電子メール以外の方法による質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、プロポーザルに関するものとして適切でない質問

※2 企画提案書の作成方法

記述はできる限り平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として、次の点に留意して作成すること。

① 企画提案書

ページ数は20ページ程度とし、フォントの大きさは10.5ポイント程度とすること。

② 業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、本業務を実施するにあたっての行程及び作業手順、基本的な取組方針等について記載すること。

③ 構成案

ア 業務の実施体制イメージ

イ 要員の配置案、教育体制

④ 事業者の同種又は類似業務の実績

過去5年間に実施した同種又は類似業務の主要な実績を記載すること。

⑤ 見積書

見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など、内訳を詳細に記載すること。

なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(2) 提出先 富山県危機管理局防災課 丹羽、浮田

TEL (直通) : 076-444-9697

電子メール : abosai@pref.toyama.lg.jp

(3) その他

- ・ 企画提案参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和7年8月29日(金)17時までに、辞退届(様式3)を電子メールで提出すること。
- ・ 企画提案参加申込書の提出があった者に、令和7年度富山県原子力防災訓練実施要領(案)及び令和6年度富山県原子力防災訓練実施結果報告書を別途送付する。
- ・ 提出期限までに企画提案参加申込書等を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。
- ・ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

6 審査会の開催

(1) 選定の手続き等

- ① 提案書を提出した者(以下「提案者」という。)の中から最優秀提案者を選定するため、令和7年度富山県原子力防災訓練支援・評価業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。
- ② 審査会における審査は、書面審査とする。
- ③ 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 選定の評価基準

別添「令和7年度富山県原子力防災訓練支援・評価業務委託事業者選定評価基準」のとおり。

7 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

8 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って、契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添の仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が調わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

9 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 業務委託により作成した成果品及びそれに係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (4) 参加者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、受託者は委託業務終了後も同様とする。